

概要版

津島市 人権施策 推進プラン 2030

2021



2030



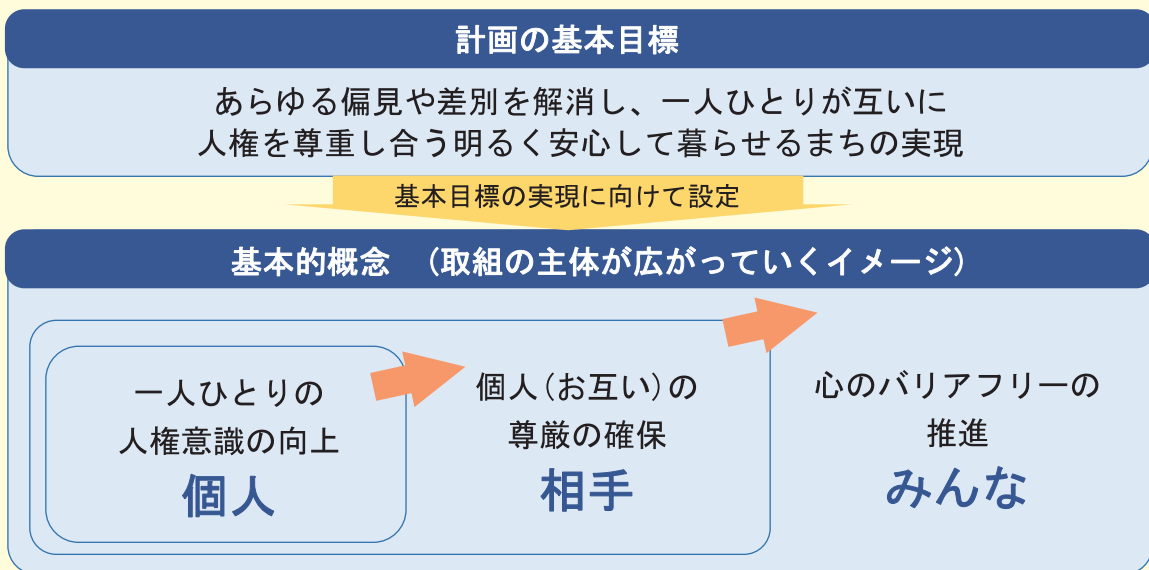
津島市

計画の趣旨

平成23年に策定した「津島市人権施策推進プラン」の改訂時期を迎えるにあたり、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応し、令和元年度に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を取り入れ、津島市人権施策推進審議会での審議を踏まえ、新たに本プランを策定します。

計画の基本目標と基本的概念

人権尊重のまちづくりを推進するため、本プランでは計画の基本目標と基本的概念を定めます。計画の基本目標の実現に向け、個人での取組、相手との取組、みんなで行う取組と、取組の主体が広がっていくイメージも兼ねた概念としています。



計画期間

このプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

人権施策とSDGs

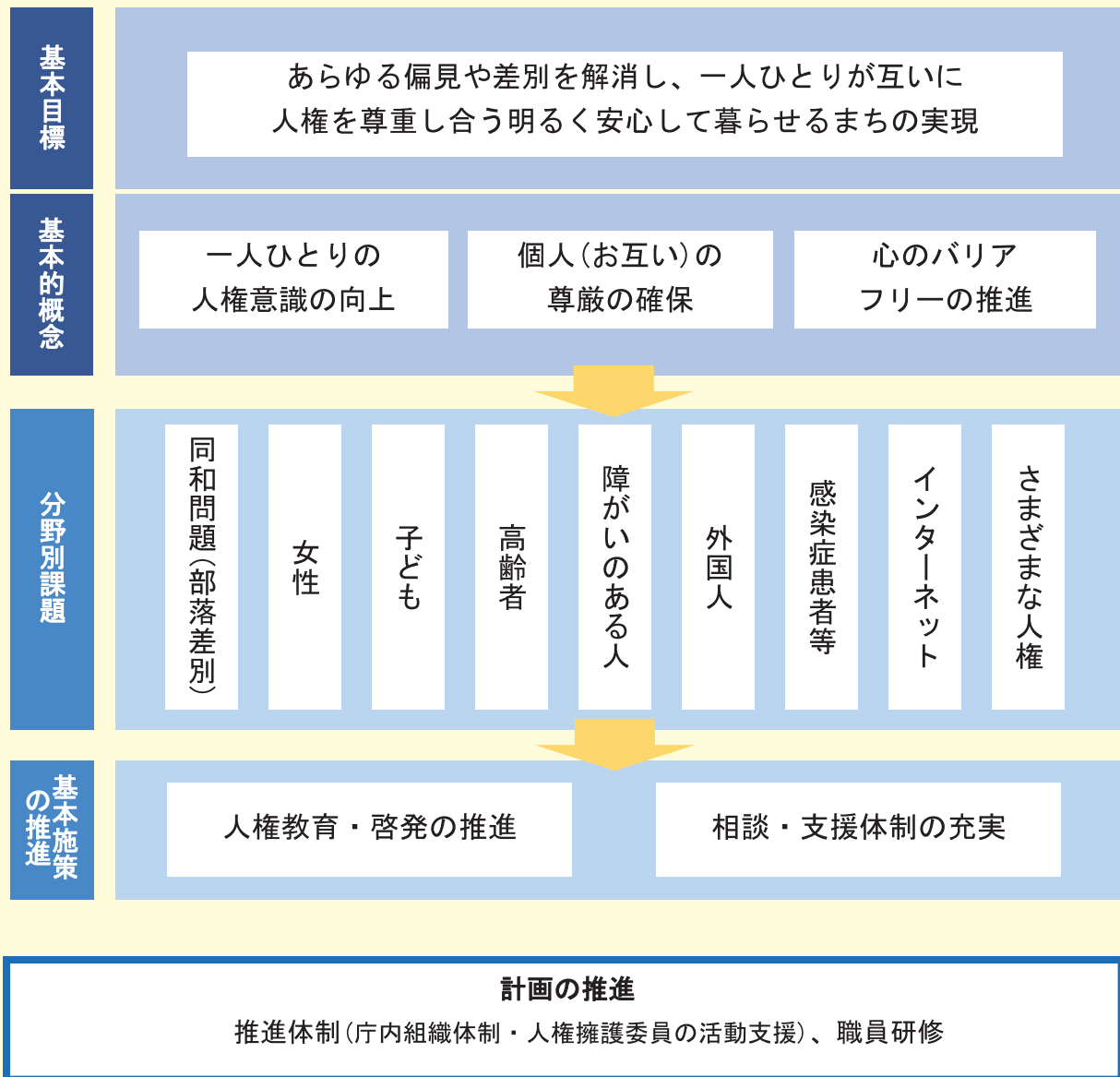
本プランに基づいて人権施策を推進し「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指します。

The image displays the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) in a grid format. Each goal is represented by a colored square with an icon and a number. The goals are: 1. 貧困をなくそう (Eradicate poverty), 2. 飢餓をゼロに (Zero hunger), 3. すべての人に健康と福祉を (Good health and well-being for all), 4. 質の高い教育をみんなに (Quality education for all), 5. ジェンダー平等を実現しよう (Achieve gender equality), 6. 安全な水とトイレを世界中に (Clean water and sanitation for all), 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに (Affordable and clean energy for all), 8. 働きがいも経済成長も (Decent work and economic growth), 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう (Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and innovation), 10. 人や国の不平等をなくそう (Reduce inequalities within and among countries), 11. 住み続けられるまちづくりを (Sustainable cities and communities), 12. つくる責任 つかう責任 (Responsible consumption and production), 13. 気候変動に具体的な対策を (Climate action), 14. 海の豊かさを守ろう (Life below water), 15. 陸の豊かさも守ろう (Life on land), 16. 平和と公正をすべての人に (Peace, justice and strong institutions), 17. パートナリシップで目標を達成しよう (Partnerships for sustainable development). The SDG logo is at the bottom right.

計画の体系

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現をめざし、3つの基本的概念を踏まえて、「分野別課題と取組の方向」及び「基本施策の推進」に取り組みます。

計画の体系図



分野別課題と取組の方向

グラフは「人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）」より作成

同和問題 (部落差別)

本市の人権問題において重要な柱として位置付けている同和問題(部落差別)について、個人の意識改革に向けて人権教育・啓発の取組を進めます。

○取組の方向

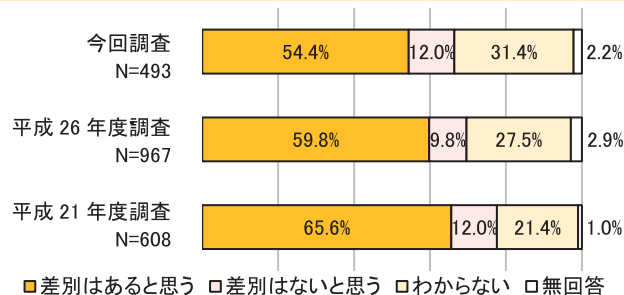
(教育・啓発)

- 行政、地域社会、学校などが連携し効果的な教育・啓発活動を推進

(南文化センターの有効活用)

- 啓発・交流の拠点となる取組を推進
- 地域住民の福祉や文化の向上
- 関係機関との連携

あなたは、結婚について今でも同和問題、部落差別があると思いますか。(○は1つ)



女性

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性活躍の推進、ドメスティック・バイオレンス(DV)対策を推進します。

○取組の方向

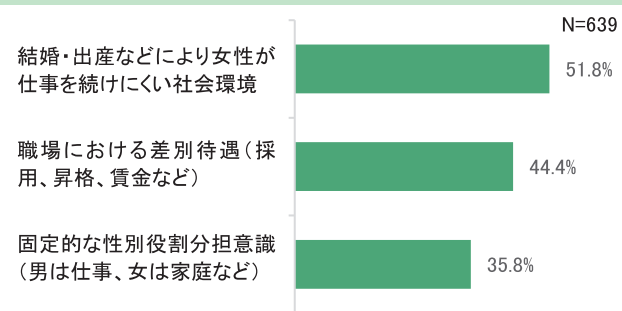
(女性活躍の推進)

- 事業者への広報・啓発活動により自主的な取組を支援
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた啓発を推進

(DV対策)

- 広報・啓発、相談体制の充実などの基盤づくりを推進
- 若年層を対象とする予防啓発を推進

女性の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(○は3つ以内)(上位3位まで)



子ども

将来を担う子どもの人権を尊重し、健やかで心豊かな成長を育めるよう、子どもの虐待、いじめ・不登校・引きこもりの防止や早期発見、心のケア等の支援を推進します。

○取組の方向

(虐待対策)

- 児童虐待に対する啓発活動を推進
- 児童虐待を未然に防ぐ取組を推進

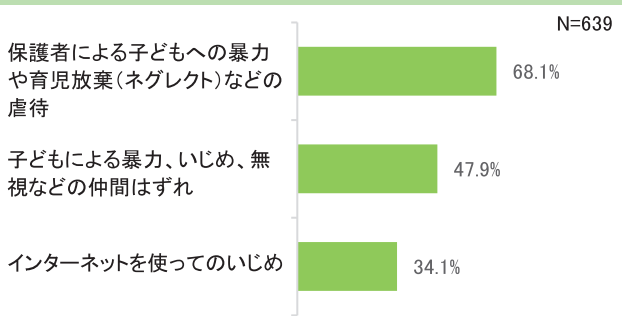
(いじめ・不登校対策など)

- 学校における教育、子どもに対する心のケア、相談体制の充実
- 不登校の解決に向けて学校・家庭・地域が連携した取組を推進

(インターネット上の人権侵害や依存症防止などの理解促進)

- インターネットを利用する上での問題を理解するための取組を推進

子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(○は3つ以内)(上位3位まで)



分野別課題と取組の方向

高齢者

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り・支え合いの促進、生きがいつくりを推進します。

○取組の方向

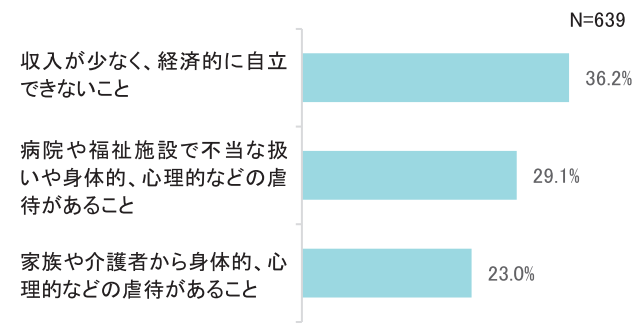
(見守りと支え合いの促進)

- ・ 高齢者の見守り活動の充実・高齢者虐待の防止を推進
- ・ 支援を要する高齢者と家族を支える事業を推進

(生きがいつくり)

- ・ 多様な社会参加を通じ、人と人との交流を促進
- ・ 高齢者がいつでも気軽に生涯学習やスポーツを行える環境づくりを推進

高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)(上位3位まで)



障がいのある人

障がいのある人も含めてだれもが生活しやすいまちを目指して、街のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、人権を尊重するまちづくりを推進します。

○取組の方向

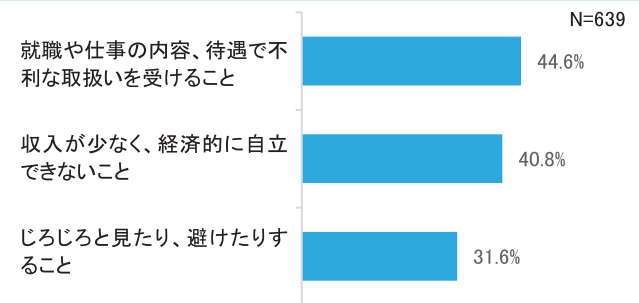
(ハードからハードへ、バリアフリーの推進)

- ・ 道路・公園・公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーを推進
- ・ 障がいのある人に配慮する心のバリアフリーの周知啓発を推進

(教育・啓発)

- ・ 障がいのある人の人権尊重について教育・啓発活動を推進

障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)(上位3位まで)



外国人

国籍や文化の違いにかかわらず互いに人権を尊重し、だれもが快適な生活を送ることができるよう、生活支援及び学校教育での理解促進を図ります。

○取組の方向

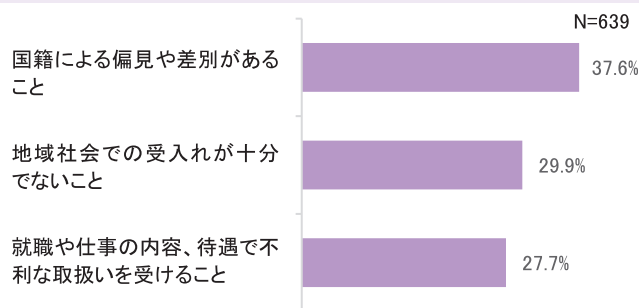
(生活支援)

- ・ 多言語化ややさしい日本語の活用による外国人向けの情報提供の充実
- ・ 日本語及び日本文化に関する学習支援の充実などの環境づくり

(学校教育)

- ・ 学校教育での普及活動を充実させるなど、外国人の人権を尊重するまちづくりの推進

外国人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)(上位3位まで)



分野別課題と取組の方向

感染症 患者等

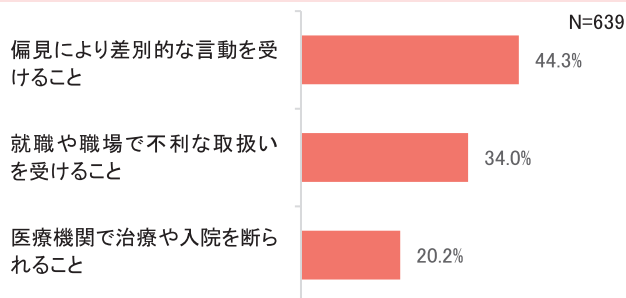
従来から本市で取り組んできたハンセン病、HIV患者への対策や、世界的に大流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめ、さまざまな感染症の患者に対する偏見や差別を受けない社会の実現に向け、正しい知識の普及啓発を図ります。

○取組の方向

(理解促進)

- ・感染症について正しく理解するための啓発活動の推進

エイズ患者・HIV（エイズウイルス）感染者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。（○は3つ以内）（上位3位まで）



インター ネット

市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、個人情報保護や情報収集・発信におけるモラルなどについて正しい理解と認識ができるよう、教育・普及啓発の促進を図ります。

○取組の方向

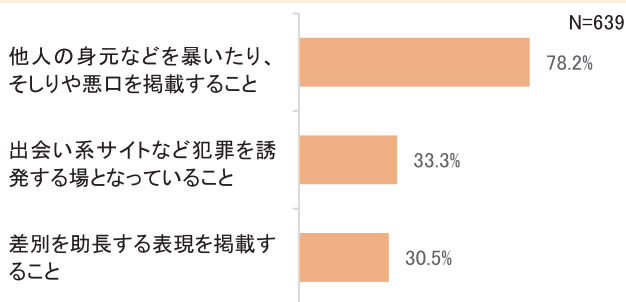
(学校教育)

- ・インターネット等の正しい利用を促す教育を実施

(啓発促進)

- ・個人情報保護や情報モラルなどの啓発の推進
- ・インターネット上で人権侵害があった場合の救済制度や支援機関などの情報提供

インターネット上で、人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。（○は3つ以内）（上位3位まで）



さまざま な人権

性的少数者や犯罪被害者を始めさまざまな人権問題に対して、市民一人ひとりが自分の問題として捉え向き合えるように啓発するとともに、今後新たに生じる人権問題の発生に対応できるような体制作りを図ります。

○取組の方向

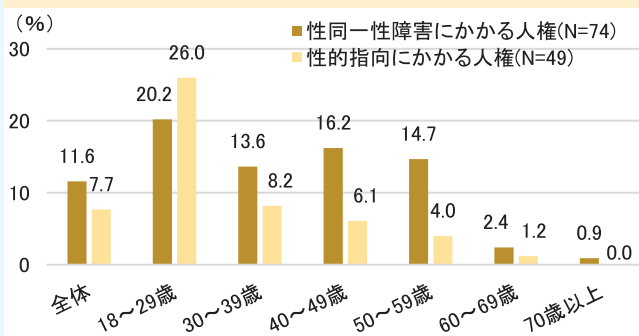
(さまざまな人権問題に対する理解促進)

- ・さまざまな人権問題についての教育・啓発活動を幅広い視点で推進

(社会情勢の変化に伴う人権問題への対応)

- ・関係機関と連携してその把握に努めるとともに情報提供を充実

人権課題の中で重要度の高いものとして「性同一性障害にかかる人権」と「性的指向にかかる人権」を回答した人の年齢別割合。



基本施策の推進

人権教育・啓発の推進

学校、幼稚園・保育所等と子どもたちの成長過程に応じた人権教育の推進を図ります。

また、地域で活動する各団体等が連携して家庭教育・啓発を支援するとともに、企業や団体における人権教育・啓発を推進します。

施策の内容

学校での教育	○学校における人権教育の充実 ○就学前における人権教育の推進
社会での教育	○家庭における人権教育の推進 ○企業等事業所が実施する研修などへの支援
市民への啓発	○市民や団体の自主的な学習活動を支援 ○市民の交流や相互理解・扶助の浸透
企業・団体への啓発	○企業・団体等における人権意識の啓発の推進

相談・支援体制の充実

相談・支援体制のさらなる周知や充実を図るとともに、相談窓口や救済制度の周知を進めます。

さらに、人権に配慮した防災体制を整備し、避難所などでの人権対策を進めます。

施策の内容

各種の相談に応えられる体制	○人権に関する相談・支援窓口の充実 ○救済制度や支援機関などの情報提供
相談・支援にかかわる関係機関等による連携	○人権救済機関、地域、関係機関などとの連携・協力の強化
人権に配慮した防災体制の整備	○人権に配慮した避難所運営方針の作成 ○避難所などでの適切な人権的配慮の推進

計画の推進

推進体制

庁内組織体制

人権施策を総合的・効果的に推進するため「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織するとともに、学識者及び関係団体が参画し人権施策を審議する「津島市人権施策推進審議会」により全庁的に取り組みます。計画の推進にあたっては、関係部局相互の連絡調整を図り、総合的、効果的な施策の推進に努めます。

人権擁護委員の活動支援

地域における人権教育・啓発の促進に向けて、人権擁護委員に対する活動の支援及び研修を行います。

職員研修

本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を醸成できるよう、職員向けの研修や学習機会を一層充実します。

津島市人権施策推進プラン 2030 概要版

令和3年3月

発行 津島市

編集 津島市市民生活部人権推進課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL 0567-55-9364